

横浜市港南スポーツセンター質問及び回答一覧

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
1	公募要項	1	(4) 指定期間中の光熱費	(4) 指定期間中の光熱費 本施設はにぎわいスポーツ文化局所管施設への再生可能エネルギー等導入事業により、太陽光パネルを設置しています（令和8年度中に設置予定）。太陽光パネルから供給される電力のうち施設利用電力相当額を指定管理料から事前に差引きます。（太陽光発電による電力供給実績によっては、差引額について協議する場合があります。）とございますが、太陽光パネル導入による電気代の年間削減想定額の積算方法、及び差し引かれる想定額をお示ください。また、差し引かれた電気代が実際の電気代を下回る場合は協議の上で補填されるという認識でよろしいでしょうか。併せて、太陽光パネルにより差し引かれる電気代は考慮しないで収支作成をおこなう形でよろしいでしょうか。	施設の使用電力の一部を太陽光発電によって賄うことで、施設の電気代が抑えられます。その抑制された電気代相当を指定管理料から差し引きます。 発電設備の設置工事前の段階であり、電力供給単価の契約締結前でもあることから、具体的な差引額は現段階で提示できませんが、太陽光による発電量の概算としては施設で使用電力の約2割を想定しています。（実際の発電量は天候等の影響により増減します。） また、実際の発電量とあらかじめ差し引いた概算額との乖離の状況によっては、区と指定管理者との協議の上で補填もしくは返還していただく予定です。 太陽光パネルにより差し引かれる電気代は考慮せず収支をご作成ください。
2	公募要項	1	(5) ESCO事業について	ESCO事業について ESCO事業の業務内容と実施範囲をご教えてください。（照明LED化・全館照明実施、空調設備・全館更新 等）	港南スポーツセンターにおいてはESCO事業による全館の照明LED化を実施済みです。その他ESCO事業を進める予定は今のところありません。
3	公募要項	1	(5) ESCO事業について	(5) ESCO事業について ESCO事業の機器の種類、及び設置予定場所をご教えてください。 またESCO事業による光熱費年間削減想定額をお示ください。	港南スポーツセンターにおいてはESCO事業による全館の照明LED化を実施済みです。（照明のLED化によって、令和7年度から施設の電力消費量は削減されています。）
4	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (ア) 建築物保守管理業務 (イ) 設備機器管理業務 に関して、各設備のメーカー、型番のご教授をお願いします。	主要設備につきましては、別紙1のとおりです。
5	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (ア) 建築物保守管理業務 (イ) 設備機器管理業務 に関して、設備図面、受電設備図面、消防図面、空調図面の開示をお願いします。	各種図面につきましては、別紙2のとおりです。
6	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (ア) 建築物保守管理業務 (イ) 設備機器管理業務 に関して、各業務の点検報告書の開示をお願いします。	公募要項及び業務の基準に記載のとおり、維持管理については、横浜市建築局が策定した「維持保全の手引」及び「施設点検マニュアル」に基づき、施設・設備の日常的・定期的な点検を行っていただき、点検の結果は事業報告書にて区へ報告いただいております。詳しくは下記事業報告書をご確認ください。 【港南区ホームページ 事業報告書】 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/siteiunnei-krs.html#sc4
7	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (ア) 建築物保守管理業務 (イ) 設備機器管理業務 に関して、本施設の必要資格選任情報の開示をお願いします。	現指定管理者には、当該施設において法令上必要な資格者を適切に選任し、維持管理体制を確保するようお願いしております。 個々の選任情報につきましては、区では保持しておりません。
8	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (カ) 外溝植栽管理業務 に関して、対象の図面を開示をお願いします。	別紙3のとおりです。

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
9	公募要項	2	(3) イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務	イ 施設の維持管理に関して行わなければならない業務 (ウ) 清掃業務 (キ) 環境衛生管理業務に関して、清掃対象の各居室面積を教えてください。	延床面積及び主な居室の面積については、業務の基準5ページのとおりです。その他事務室、トイレ等の面積については、別紙2に記載の図面をご参照ください。
10	公募要項	3	(4) イ 指定管理料	○参考3 指定管理料の想定額 区が定める本施設の指定管理料(指定期間総額)の想定額は、年間51,389千円、5年間の合計で256,945千円です、とございますが、「想定額」なのでこれを超える金額で提案しても問題ないでしょうか。 併せて、年度ごとの提案額が一定でなくとも問題はございませんでしょうか。	現在、令和9年度以降の指定管理料は確定していないため、「想定額」として記載しております。 また、公募要項13ページに記載のとおり、評価基準項目においては「指定管理料の設定が区の想定している金額以下となっているか」が審査の視点(例)の一つとなっています。 このため、想定額を超える金額での提案を行うこと自体は可能ですが、審査上の評価に影響を及ぼす可能性があります。 なお、年度ごとの提案額については、一定である必要はなく、年度ごとに異なる設定としていただいで差し支えありません。
11	公募要項	3	(4) ウ 施設運営収入	ウ. 施設運営収入 現指定期間中、利用料金の改定の有無と改定がされていた場合は時期・改定額についてご教示ください。	第4期指定管理期間中の利用料金改定はございません。
12	公募要項	4	(4) オ 維持管理運営事業費用	オ. 維持管理運営事業費用 建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等については、1件あたり100万円(消費税別)を上限として指定管理者の負担で行うこととし、各年度250万円(消費税別)以上の額を修繕費として、指定管理料に含めて提案することとします、とございますが、100万円以上の修繕について、実績としてはどのようなものがあるか。具体的な事例と金額をお示しください。 また、現指定管理期間の「設備や施設の機能向上に係る改修」がございましたら、具体的な内容と金額をご教示ください。 上記と併せて、現指定期間における各年度の修繕実績及び金額をお示しください。	100万以上の修繕実績につきましては、別紙4をご確認ください。 第4期指定管理期間における「設備や施設の機能向上に係る改修」はございません。指定管理者が実施した修繕及び金額につきましては、区ホームページに掲載の事業報告書に記載がございます。ご確認ください。 【港南区ホームページ 事業報告書】 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/sit-eiunnei-krs.html#sc4
13	公募要項	5	(4) キ 賃金水準の変動への対応	提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます(以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。)。なお、本施設については既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。とございますが、提案時から指定管理開始までに賃金上昇した分の補填もあるという認識でよろしいでしょうか。 また、現指定期間における賃金水準スライドによる指定管理料への反映額をお示しください。	ご提出いただく提案書に基づき、指定管理者と協議の上、賃金水準および物価変動率を反映した額を令和9年度の指定管理料とします。 第4期指定管理期間における賃金水準スライドによる指定管理料への反映額は別紙5のとおりです。
14	公募要項	5	(4) ク 物価変動への対応	「物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます」とございますが、現指定管理期間における物価変動による指定管理料への反映額をお示しください。	第4期指定管理期間における物価スライドによる指定管理料への反映額は別紙5のとおりです。
15	公募要項	5	(4) コ 管理口座	管理口座について、 「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計処理の透明性確保の観点から1施設当たり1口座を原則としています。1施設1口座を設けない場合には、貴団体で使用されているシステムによる収支管理の透明性をご説明いただき、判断いたします。

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
16	公募要項	7	(6) イ (ウ) 第三者評価の実施	イ (ウ) 第三者評価の実施 現時点で想定されている評価機関をご教示ください。 また、「受審に伴う費用は指定管理者の負担となり、20万円(消費税別)となります。」とありますが、収支予算上、2年目又は3年目に本費用を計上するという認識でよろしいでしょうか。	評価機関は指定管理者で決めていただいております。第4期以前の第三者評価の結果は区ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。 費用の計上につきましては、ご認識の通りです。 【港南区ホームページ 評価シート】 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/siteiunnei-krs.html#sc4
17	公募要項	9	(6) ウ (ト) ネーミングライツの導入	ウ.その他(ト) ネーミングライツの導入 名称板等の設置に係る費用は、原則、スポンサーが負担することとします。とありますが、パンフレットやHP改修にかかる費用もスポンサー負担という認識でよろしいでしょうか。	広報物の作成やHP改修は、指定管理者が行うものと想定しています。切り替えのタイミングや費用等については区との協議にて決定します。
18	公募要項	9	(6) ウ (ナ) その他市政への協力	ウ.その他(ナ) その他市政への協力 現時点で指定管理者が協力することが決定している具体的な内容、時期についてご教示ください。	現時点で具体的な内容、時期は決まっていますが、GREEN×EXPO2027や各種事業において、随時協力をお願いする場合があります。
19	公募要項	15	(4) 応募手続について	(4) 応募手続について キ 履歴事項全部証明書について 令和8年6月30日付で、弊社の登記上本店所在地が大阪から東京に変更することが決定しております。 今回の応募書類提出におきましては、御市への書類提出時(6月26日)時点での内容に基づいたもので問題ございませんでしょうか。 念のため質問させていただきます。	問題ございません。なお、書類提出時時点の履歴事項全部証明書に変更が生じた場合には、速やかに変更後の証明書を原本1部、写し3部、写し(黒塗り)6部をご提出ください。
20	公募要項	15	(4) 応募手続について	財産目録の提出について、当社は1974年の商法改正に伴い、財産目録を作成しておらず、提出することができません。この場合、理由書を作成の上、提出不要の理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	業務の基準	5	(3) 利用形態	表内、貸切利用の優先利用で開催されている大会、イベントの開催実績について、現指定期間の実績を各年度毎お示しください。(開催日・開催内容・利用団体)	優先利用の実績については、事業報告書の様式3 利用状況表(コマ)をご確認ください。 【事業報告書】 ・令和7年度 別紙6をご確認ください。 ・令和4年度～令和6年度 港南区ホームページよりご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/siteiunnei-krs.html#sc4
22	業務の基準	8	(6) 利用料金	「市全体で見直しを図る場合には、理解・協力すること」とありますが、次期指定期間において、現時点で本施設の料金の改定は予定されていますでしょうか。改定が予定されている場合、実施予定年度及び改定予定金額についてご教示いただけますでしょうか。 また、現指定期間中に料金改定は実施されましたでしょうか。改定されたことがある場合、改定された年月及び改定額についてご教示ください。	現時点で改定の予定はございません。また第4期指定管理期間においても料金改定はされてございません。

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
23	業務の基準	12	(9) スポーツ教室等の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	指定管理業務に含まれます。
24	業務の基準	13	(9) カ 保険加入	指定管理者は、スポーツ教室等の事業実施に際して、指導者及び参加者の安全に十分配慮するほか、傷害保険に加入すること、とございますが、加入する保険の賠償内容に決まりはあるかご教示ください。	公募要項 8 ページに記載のとおりです。以下抜粋します。 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償及び対物保証の保険金額は1名ないし1事故に対し1億円以上とし、区を追加被保険者とします。
25	業務の基準	15	(13) 広告業務	現指定管理期間で実施している広告業務があれば具体的な内容をご教示ください。	現時点では実施していません。
26	業務の基準	16	(15) 市及び区の行事への協力	現指定期間で実施された「市及び区の主催又は共催する行事」について、指定管理者が開催協力した事業の実績（開催時期・内容・参加人数・指定管理者が協力した業務内容）についてお示しください	令和7年度は、10月19日（日）にYOKOHAMAスポーツ・レクリエーションフェスティバル2025を開催し、3,500名を超える方が参加しました。当日は、元オリンピック選手によるバドミントン教室やポッチャの交流会、バーチャルスポーツ体験などを実施しました。その他にも、市及び区の主催・共催する事業について、指定管理者に開催協力いただく場合もございます。
27	業務の基準	22	(3) 備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2) 消耗品の管理」に、「取得価格（消費税込・付随費用を含む。）が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。備品・消耗品の取得価格の基準があればお示しください。	現時点で、備品・消耗品の取得価格について一律の基準は設けておりませんが、取得に当たっては、施設運営上の必要性や費用対効果を十分に踏まえ、適切な手続きにより、適正に実施していただくようお願いいたします。
28	業務の基準	22	(3) 備品台帳	1種（区の備品）2種（指定管理者の所有する備品）の分類ごとの備品管理台帳の開示をお願いいたします。	別紙7のとおりです。
29	応募関係書類			(14)応募手続きについて 市では押印廃止を推進されていますが、提出書類のうち、押印が必要な書類は様式2-2共同事業体の結成に関する申請書のみでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
30	「令和6年度の年間事業報告書」収支決算書	様式15	利用料金収入	「個人利用料金収入」の内訳について、トレーニング室利用料、卓球・バドミントン利用料のそれぞれの金額をご教示ください。	内訳金額につきましては、下記に記載のとおりです。 トレーニング室・・・10,482,800円 バドミントン・・・236,060円 卓球・・・191,870円 【合計金額・・・10,910,730円】

番号	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
31	「令和6年度の年間事業報告書」収支決算書	様式16	使用料・賃借料	「使用料・賃借料」の「リース料」内訳について、記載の項目のそれぞれの金額をご教示ください。	「使用料・賃借料」の「リース料」につきましては、区ホームページに掲載の令和6年度年間事業報告書内の収支決算書をご覧ください。 【港南区ホームページ 事業報告書】 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/siteiunnei-krs.html#sc4
32	「令和6年度の年間事業報告書」収支決算書	様式16	委託料	「委託料」の記載の項目について、それぞれの金額をご教示ください。	「委託料」につきましては、区ホームページに掲載の令和6年度年間事業報告書内の収支決算書をご覧ください。 【港南区ホームページ 事業報告書】 https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kusei/shiteikanrisha/siteiunnei-krs.html#sc4
33	その他			令和7年度収支状況、利用状況についてお示しください。年度報告書の開示が難しい場合は、月度報告書の開示をお願いいたします。	別紙6のとおりです。